

## 情報ファイル

## Information

## 税

市税の減免を  
ご存じですか

市税には減免制度があります。減免の対象は、次のとおりです。詳しくは、税務グループへお問い合わせください。

市税の減免を受けるには、納期限の7日前までに減免申請書の提出が必要です。

## ◆市民税の減免

①生活保護法の規定による扶助を受ける方

②前年の所得が50万円以下であり、本年の所得がその2分の1以下になると認められる方で、その世帯の世帯員の市民税所得割額の合計が12万円を超えない方

③負傷または疾病により、6か月以上の療養を要すると診断された方で、前年の所得が50万円以下の方

④障がい者などで、市民税の納税義務を負わない夫と生計を一にする妻で、前年の所得が125万円以下の方

⑤死亡した納税義務者で、前年

の所得が50万円以下であり、その世帯の世帯員（死亡した納税義務者を除く）の市民税所得割額の合計が12万円を超えない方

⑥災害による被害を受けた場合で一定の要件にあてはまる方

◆固定資産税・都市計画税の減免

①生活保護法の規定による扶助を受ける方が所有している固定資産

②賦課期日現在において、世帯全員が居住用（宅地面積が20平方メートル以下であつて、かつ、住宅延床面積が20平方メートル以下のもの）以外の固定資産を所有せず、国

または地方公共団体が給付する手当を受けている障がい者世帯、母子（父子）世帯または年金を受けている世帯で当該世帯の世帯員の市民税所得割額の合計額が12万円を超えない場合で当該世帯員が所有する固定資産

③公的な扶助を受けている障がい者世帯、母子（父子）世帯または年金を受けている世帯の住居のために、家賃の額が一般の同居者の半額以下で賃貸されている家屋（賃貸している家屋の部分に限る）

④災害により被害を受けられた

固定資産で一定の要件にあてはまる場合

⑤耐震改修費補助金の交付を受けた方

## ◆軽自動車の減免

①身体に障がいがある方で、障がいの種類・程度が一定の要件に該当し、自分で所有し、運転する場合

②身体に重度の障がいがある方、または精神に障がいがある方が所有し、その方と生計を一にする方がもつぱらその方のために運転する場合

③身体に重度の障がいがある方、または精神に障がいがある方が所有し、もつぱらその方のために運転する場合

④単身で身体に障がいのある方、もしくは単身で精神に障がいのある方を常時介護するため

⑤その構造がもつぱら身体障がい者などの利用のための軽自動車

※身体に重度の障がいのある方などについて、人免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障がいの1〜4級を含みます。

## 問合せ先

困税務グループ

☎52-11111（内線244）

## 自動車税の納税をお忘れなく

6月1日(月)は、自動車税の納期限です。

4月1日現在、自動車をお持ちの方に、5月上旬に県から納税通知書をお送りしますので、県税事務所、金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。

なお、名義変更・廃車などの手続を他の人に依頼した自動車について納税通知書が届いた場合は、それらの手続が3月末日までに行われていない可能性がありますので、ご確認ください。また、転居などにより納税通知書が届かないときは、管轄の県税事務所にご連絡ください。

## 問合せ先

愛知県西三河県税事務所課税第二課自動車税グループ

☎0564-2712712

